

かれば対策も打てるはずで。ぜひそのように進めていただきたいと思います。

始めなければ始まらないという言葉がありますが、今まさに長井市はこの自立計画、長井市の自立ということに向けて、大いに歩を踏み出す時期だと私は思いますので、ことし1年間かけて、議会も当然であります、当局の皆様におかれましては、ぜひそういった視点で進めていただくようお願いをしたいと思います。

ちなみに羽咋市の市長は、市長になる前は新聞記者だったそうです。これは一昨年だかの地方自治経営学会に私が参加させていただいたときに、羽咋市の市長が、いわゆる羽咋市の取り組み、人事管理制度を主とした羽咋市の行革の取り組みについて、詳細な報告があったのですよ。ぜひ羽咋市にもお邪魔してみたいなとは思っておったわけですが、今回そういう機会をつくっていただいたということは、大変よかったなと思います。今後のますますの取り組みの進展についてご期待申し上げますながら、私の質問を終了したいと思います。

高橋孝夫議員の質問

鈴木良雄議長 次に、順位2番、議席番号11番、高橋孝夫議員。

(11番高橋孝夫議員登壇)(拍手)

11番 高橋孝夫議員 おはようございます。

私は、健全な市政運営と市民生活の向上を願いながら一般質問を行います。

通告をしております3点について順次質問申し上げますので、簡潔で明解な答弁をいただきますようお願いをしておきたいと思いま

す。質問の第1は、斎場運営のあり方についてです。長井市の斎場業務については、本年度から社団法人長井・西置賜地域シルバー人材センターが業務を受託することになりました。いただきました「長井市緑が丘斎場業務委託契約書」によりますと、委託期間は平成16年4月1日から平成17年2月28日までの11カ月間、委託料は、11カ月間で630万9,660円ということであります。

私は、以前からこの委託は問題があると申し上げてまいりましたし、その都度質問をさせていただいています。今回は4点についてお伺いをしたいと思います。

第1点は、委託先である社団法人長井・西置賜地域シルバー人材センターは、果たして受託者として適正かという点についてです。

シルバー人材センターの業務の規定は、法律では「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」この第42条で以下のように規定をされています。「シルバー人材センターは、前条第1項の規定にかかる区域(以下「センターの指定区域」という)において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 臨時かつ短期的な就業(雇用によるものを除く)またはその他の軽易な業務にかかる就業(雇用によるものを除く)を希望する高年齢退職者のために、これらの就業の機会を確保し、及び組織的に提供すること

二 臨時かつ短期的な雇用による就業またはその他の軽易な業務に係る就業、これを希望する高年齢退職者のために、無料の職業紹介を行うこと

三 高年齢退職者に対し、臨時かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うこと

四 前3号に掲げるもののほか、高年齢退職者のための臨時かつ短期的な就業及びその

他の軽易な業務に係る就業に関し、必要な業務を行うこと」と規定をされています。言い換えれば、シルバー人材センターが取り扱う業務とは、一つは、あくまでもいきがい対策であること、二つは、臨時的、短期的、そして軽易な業務に限定をしていること、三つは、その会員は、労働者ではなく、センターと会員の関係は「雇用」ではなく「請負」であり、会員が受け取るのは「賃金」ではなく「分配金」であり、労災保険、雇用保険の適用はなく、退職金もないこと、ということになります。

また、平成12年6月12日付の厚生労働省職業安定局長が各都道府県労働局長あてに示した「高齢者就業機会確保事業」これはシルバー人材センター事業と言いますが、この実施についてと題する指示文書では、次のように触れています。

シルバー事業で取り扱う仕事の範囲などに係る留意事項として、シルバー連合は、高齢法第45条において準用する同法第42条第1号の業務の実施に当たっては、主として地域社会の日常生活に密着した仕事であって、一般の職業安定機関での職業紹介にはなじまないものを取り扱うものであり、その趣旨に沿わない次のような仕事は取り扱わないものとする。

シルバー事業が行われる地域において、一般的に常用雇用、日雇い、パートタイム、家内労働などにより労働者などが雇用され、または就業している仕事で、シルバー事業で取り扱うことにより、労働者などの雇用または就業の場を浸食したり、労働条件の低下を引き起こす恐れのあるもの

事故が発生した場合、シルバー連合の損害賠償額が多額となることが見込まれる仕事

危険または有害な作業を内容とする仕事

その他シルバー事業の目的にふさわしくな

い仕事

仕事を受注する場合の基本姿勢

シルバー事業の実施主体であるシルバー連合は、次の事項に留意の上、仕事を受注することとする。

受注する仕事については、できるだけ家庭、民間事業所などから確保するよう努めることとし、地方公共団体からの仕事に過度に依存する運営にならないよう努めること

受注する仕事の対価については、地域における類似の仕事の対価に比べ、著しく低くならないよう配慮すること、とされています。

さらに、本年3月30日付で、厚生労働省職業安定局、高齢・障害者雇用対策部高齢者雇用対策課長名で、社団法人全国シルバー人材センター事業協会専務理事にあてた「シルバー人材センター事業における留意事項について」とする文書では、ほかの雇用機会の浸食の防止として、従前から、シルバー人材センター事業においては、一般的に常用雇用などにより労働者などが雇用され、または就業している仕事で、センターが受注することにより労働者などの雇用または就業の場を浸食する恐れがあるものは取り扱わないこととしている。このため契約に当たっては、諸般の事情に留意し、雇用または就業の場を浸食する恐れがあり、労使間で紛争が発生しているような場合には受注しないものとする、と指示されています。

このことから照らし合わせてみれば、今回の斎場業務の委託先をシルバー人材センターとしたことは適正とは言えないと私は感じますが、市民課長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

第2点目は、自治体としての対応について伺います。3月定例会での、この斎場問題に関する質疑では、市長は再三にわたって「委託価格が引き上がるからシルバー人材センター

+

に入札への参加を要請した」と答弁しております。同時に市民課長は「ほかの自治体でもやっているから長井市でもやれる」とか「特段の資格の必要もないからやれると判断をした」と答弁をされています。

しかし、これらのことも、申し上げた内容から照らし合わせてみて、斎場業務委託をシルバー人材センターにするという判断基準にはならないのではないかと私は思います。むしろ、法律の規定や厚生労働省からの通達などを尊重した対応、すなわち、斎場業務の委託先としてはシルバー人材センターは適しないことを踏まえた対応こそ求められたのではないかと私は考えます。このままでは、かえって受託した社団法人長井・西置賜地域シルバー人材センターが通達を守らないと、そういうことになるのではないかと心配ですし、市が迷惑をかけることにつながりはしないかと心配でなりません。

+ 行政の判断で、せっかく一生懸命高齢者のいきがい対策を実施して、国にも県にも認められ、地域住民にも頼りにされ、地域にも大きな貢献をしているシルバー人材センターが、混乱するような事態は決して起こしてはならないと思います。法令を遵守すべき自治体ですが、それと反すると思われるような判断と措置はとるべきではないし、早急に善処に当たる必要があると思いますが、市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

第3点目と4点目は一括して伺います。これまでも申し上げてまいりましたが、斎場の業務は市民生活にはなくてはならない重要な業務であり、同時に人間の尊厳を最後まで全うするための大事な業務であります。それは、今後も将来にわたって持続していかなければならないものであり、その体制を整備していくのは自治体においてほかにはありません。自治体が責任を持って、展開をしていくこと

が必要です。にもかかわらず、強引な手法で委託をし「安ければいい」式で展開できる業務ではないと私はとらえています。

私は、ここ2年間の間に、東京と名古屋での葬儀に出席をしていますが、そこではいずれも、若い人が斎場業務に当たっておられました。直営か委託をしているかという形態を確認することはできませんでしたが、若い人が本当に真摯に斎場業務に従事している姿を見て、このように長井市もやりたいものと感じてきたところです。

自治体として大切な業務であり、将来も持続していかなければならない業務であることを考えれば、それを具体的に受託できる業者を育てていく、そしてそこで雇用もふやしていくということを真剣に考えていく必要があると私は思いますし、そのために自治体は、長期的な展望を持って体制整備を図っていくことが求められていると思います。そのために、ぜひ今回の部分については再考され、そして検討されるお考えがないか、市長にお伺いをいたします。

質問の第2は、中学校の部活動についてです。今回は、部活動にかかる練習試合などへのスクールバスの運行について絞ってお伺いいたします。

長井市内の両中学校では、今月19日と20日に開催をされます中体連西置賜大会に向けて、顧問の先生や部外コーチなどの指導のもとに、自分たちの持っている力を発揮しようと懸命に練習に励んでいます。一生懸命に頑張っている姿には、時として胸を打たれますし、思わず「頑張れ」と声をかけたくなることもしばしばです。その中学校の部活動に対する行政の支援は、残念ながら減らされてきているのが実態です。特に、これまでは部活動での練習試合への送迎は、数年前からは可能な範囲でスクールバスを活用していたわけですが、

今年度からは無原則に活用するというにはならなくなりました。

教育委員会管理課からいただきました「長井市立南中学校スクールバス運転業務要領」によりますと、部活動の際の大会などへの派遣の項には、

「大会派遣等の運行は、中体連の大会、各種冠大会とする。

練習試合派遣の運行は、年間延べ10回までとする。

委託業務外の、部活動保護者会などからの依頼によるバスの使用を認めるものとし、運転依頼があった場合は委託単価以内の額とする」と触れられています。

練習試合派遣の場合は、これまでは可能な限りスクールバスでの送迎をしていたものを、各中学校ごとにその回数を年間延べ10回と限定し、10回を超えるものは部活動保護者会などからの依頼という方法をとって、バスの使用を認めるものの、その費用負担、いわばバスの運転手の賃金分は、依頼したそれぞれの部活動保護者会などが行うということになります。

こういったことを受けて、南北両中学校はどういう対応をされているのか、校長先生にお伺いしてみました。

南中学校では、「教育委員会の10回までとする方針を受けて、各部活動ごとに、1回については学校後援会などによる負担とし、2回目以降は、当該の部活動保護者会の負担としていくこととし、負担額はその部活動の加入人数割とすることで、部活動保護者会代表者を開いて了承を得るとともに、年度初めのPTA総会でも保護者に話をした」ということでありました。

北中学校では、「年間10回までという方針を受けて、練習試合派遣の際は、近距離では部員一人につき300円、遠距離であれば一人500

円という負担額を設定し、遠距離の分については年間10回というところに該当させるということで調整を図ることとしている。なお、部活動ごとに加入人員に違いがあり、負担額も違ってはならないということから、近距離300円、遠距離500円の負担額は、一たん基金という形でプールし、その中で運営していくこととし、その旨を部活動保護者会代表者に集まってもらって了承をしてもらっている。既に10回を超えている。」ということでありました。

そこで教育長にお伺いをいたします。第1は、父母負担はどうかという点についてです。申し上げましたように、昨年までとは異なり、決して多い金額とは言えないまでも、今年度からは部活動の練習試合の場合は、学校によって違いはあるものの、保護者の負担がふえていると私は感じたところです。

財政が厳しいということはあるつつも、このような新たな父母負担について、教育長はどういった見解でおられるのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

私は、親の気持ちとすれば、親が送迎するよりもスクールバスでの送迎の方が、万一の場合を考えれば安心であり、一生懸命頑張っている子供のためならばある程度の負担は仕方がないととらえているのではないかと考えますが、義務教育の中の部活動の新たな負担ということには、慎重さが必要だと考えます。あわせて見解を伺いたいと思います。

第2は、バスの運行のあり方とその際の関与について伺います。南中学校の場合は、本年導入からスクールバスの運行を市内のタクシー会社に委託をしました。教育委員会管理課長からいただきました資料によりますと、3社が入札に参加し、結果的には2回の再度入札をしても予定価格を下回る入札者がおらず不調となり、入札参加者から「最低額入札者

+

との協議」の提案がなされ、その話し合いで予定価格での合意に達し、委託をしたということであり、これもいただきました「長井市立長井南中学校スクールバス運行業務委託契約書」では、委託料は税込444万5,532円ということであり、その支払いは「仕様書」によるとされています。

「仕様書」では、運行業務内容として、一つは、生徒の登下校及び学校行事・校外授業のための平日の運行である「基本運行」、二つは、学校管理下における部活動大会派遣のための運行及び土曜日・日曜日・祝日に登下校の要が生じた場合の運行。その他、児童生徒を対象とした行事や市主催などの行事で、児童生徒が乗るために特に教育長が必要と認めた場合の運行である「基本外運行」、の二つがあるとされています。

先に申しあげました「部活動保護者会などからの依頼によるバスの使用」は、委託業務外ということになるわけですが、その際の指示・命令はどのようになるのか、そして、あってはならないことですが、万が一事故などが起きた場合の責任はどこが負うことになるのでしょうか。委託業務外ということで、「部活動保護者会などからの依頼によるバスの使用」ということになれば、それらの責任は保護者会が負うということになるのですか。その際の学校の関与、そして教育委員会のかかりについては、どう整理をされているのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

同時に、委託業務外の運転手賃金の財源は、保護者会が負担をするということになるわけですが、その清算方法はどうなるのか。委託を受けた会社に帰属するのか、それとも当該の運転手の収入となるのかについてもお聞かせをいただきたいと思えます。

また、北中学校の場合はどうなるのか、あわせてお聞かせをいただきたいと思えます。

私は、今回の両中学校の措置は、財政難の中での当面の対応ということだと感じています。それにしても、整理しなければならない課題は多いと考えますし、事故や問題が起こらないうちに対処すべき問題と思えますがどうでしょう。見解を伺います。

第3は、今後の考え方について伺います。部活動の練習試合などでの生徒の送迎の問題は、古くて新しい問題だと私は感じます。保護者や学校の先生、そして部外コーチなどによる送迎も、現にまだ残っています。

国では、「地域総合スポーツクラブ」が部活動の受け皿になり、その中での活動を提唱しているわけですが、実態はなかなか進んでいないのも事実であることはご案内のとおりです。

私は、そのスポーツクラブに移行するまでは、教育委員会がきちっと対応していくことが必要だと考えます。当面は、可能な限り部活動の支援策として、スクールバスでの送迎ができるよう予算措置を図ること、そして、不足をする部分については、市内の業者などからの協力をいただく方策を探ることが必要だと。そして、今後どうあるのが最良の方法なのかの検討に入ることが求められていると考えますが、教育長の見解をお聞かせいただきたいと思えます。

質問の第3は、構造改革特区における市の責任についてです。4月15日号の「広報ながい」では、目黒市長が小泉総理大臣から「構造改革特区」の認定書を受けとっている写真が表紙を飾っています。

3月24日に長井市が「食の安全安心・レインボープラン構造改革特別区域」の認定を受けたもので、これにより今後は、農業生産法人以外の法人の農地の借り入れが可能とする規制の特例措置が認められることとなります。

これに関連して、本6月定例会には、議案第

46号長井市一般会計補正予算第2号で、構造改革特別区域農地賃借料154万5,000円、園芸産地拡大強化支援事業補助金7,459万6,000円のうち、5,755万5,000円が計上されていることはご案内のとおりです。

「広報ながい」によりますと、長井市が認定を受けた特区のポイントは、一つは、地域循環システム「レインボープラン」を基軸とした環境保全型農業の実践、二つは、農業生産法人以外の農業参入により、遊休荒廃農地の有効活用、後継者不足の解消、農業の活性化、安全安心農作物のさらなる安定供給を図る、三つは、援農ボランティアとしての消費者が生産へ協力することで、ともに支える農業の確立を目指す、四つは、レインボープラン認証農作物の生産量拡大による経営安定を図る、とされています。

既に、5月の臨時会で「レインボープラン関連支援事業補助金交付要綱」が策定をされ、それに基づく補助金が決定をし、長井高等学校南側では6棟のハウスが建てられ、イチゴやミニトマト、そして菊などの栽培が実践に移されていることもご案内のとおりです。

私は、純粋な意味で、特区の四つのポイントが着実に実践されることを願うものです。

そこで、幾つかの点でお伺いいたします。第1は、申し上げましたように、既にレインボープラン特区はスタートをしているわけですが、本年5月10日付で、JA山形おきたま長井地区青年部から、市長あてに「要望書」が提出をされています。

その内容は、一つは、レインボープラン特区に反対であることを表明し、二つは、農業に企業参入を認めることには断固反対であるとして、三つ目は、農業特区申請にあたり、農業者からの意見を聞かなかったことは、到底納得できないこと、そして四つは、農業後継者の育成や担い手支援の有効な対策をとって

こなかった長井市にも責任があり、担い手不足を特区で解消しようとするのはおかしな事と指摘をし、五つは、レインボープランの理念や認証基準をあいまいにしたまま進むべきではない、というものであります。

企画調整課長と農業委員会事務局長にお伺いをいたしますが、このJA山形おきたま長井地区青年部から提出をされた要望書に対する見解と、今後どういった対応をなされようとしておられるのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

私は、少なくとも、趣旨の理解、十分な説明、そして特に「農業に企業が参入する」ことに対する長井市としての考え方などについては、話し合う必要性を感じますが、どうでしょうか。お聞かせいただきたいと思えます。

第2は、農業委員会における農地法第3条の許可に関して、農業委員会事務局長にお伺いいたします。構造改革特別区域説明会資料によりますと、農業生産法人以外の法人の農業参入特区制度の概要では、「企業などへの農地の貸し付けの際には、農業委員会の許可（農地法3条許可）が必要」とされています。手続で言えば、長井市と農業参入企業等の中で賃借契約が必要となり、その際農業委員会の許可が求められるということになります。

申し上げるまでもなく、農業委員会ではこの間、農地法の許可等について審査をされているわけですが、これまでの農地の賃貸借は、受け手がほとんど農業者であり、担い手であったと感じます。しかし、この特区にかかる農地法3条の許可は、これまでとは勝手が違うことになると私は感じます。受け手が、農業者や担い手ではなく、企業やNPO法人ということになれば、その受け手の企業やNPO法人の経営目標、あるいは決算状況、さらには新たな農業参入に関する計画などを熟知していなければ判断できなくなると私は感じ

+

ます。

私は、その意味で、これからの農業委員会は旧来とは違った手法と、そして判断基準を合わせ持たなければ対処できなくなるのではないかと思うのです。

この点について、重要な許可権限を持つ農業委員会事務局では、こういった準備や対応をとられようとしておられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

第3は、長井市の役割と責任について、企画調整課長に伺います。この特区の手の流れで申し上げれば、「長井市は、当該の土地所有者から農地を借りるという賃貸契約を結び、その上で長井市はさらにその土地を農業参入企業等に貸す」ということとなります。この場合、農地の賃貸借にまたがる長井市の役割はどのようなものになるのか、お聞かせいただきたいと思います。

長井市は、農地を仲介するという形になるわけですが、その際、行政としてどのような役割を果たしていくのか。単なる仲介なのか、あるいは当該の事業そのものの説明や事業展開にまで関与していくのかについてお聞かせをいただきたいと思います。

同時にお聞かせいただきたいのは、長井市の責任はどうかについてです。さきの3月定例会一般質問で、小関議員は「企業が土地や優良農地を取得し、会社や新規産業を始められ、その後倒産し、そのまま放置し、隣接の皆さんや地域に迷惑をかけている現状にあります。こういったことは、繰り返してはならない」と指摘をされ、企画調整課長はそれに対して「企業が倒産した場合の後処理の問題につきましては、特区に認定をいただきますと、実際にその農地の貸し借りに際して協定を結ばせていただくこととなります。その協定の中で農業活動に対してこういった活動をしていただけるかですとか、後処理の問題と

いった、地元の皆さん、農業関係者の皆さんが納得していただけるような協定を結びまして賃貸を行いたいと考えておりますので、その協定の中でできるだけトラブルを起こさないような協定を結び、対応させていただきたいと考えております。」と答弁をされています。

先ほど申し上げました「構造改革特区説明会資料」によりますと、「参入企業などは、市町村と協定を結び、協定違反の場合は賃貸が解除される」とあり、参入時の協定書の骨子としては、6項目の内容を盛り込んだものとすると言われています。

私が心配なのは、あってはならないことですが、万が一参入した企業やNPO法人がこの事業から撤退せざるを得なくなったような場合、賃貸借の間に立っている長井市は、こういった対応を迫られるのかということです。かつての市議会のやりとりの中で、第三セクターに参加した企業が倒産などということも想定をする必要があるという質問に対して、当時の当局は「優秀な企業であり、そのようなことはあり得ない」と答弁されましたが、現実的にはその企業が倒産し、現在もその後処理に関しては長井市も頭を痛めているという状況があることはご案内のとおりです。

今回、補正予算に計上されている企業がそうなるかと申し上げているというのではありませんから曲解しないでいただきたいのですが、申し上げたような事態が起きた場合、農地の所有者からは当然にして「私たちは参入企業に対して農地を貸したのではなく、長井市に対して貸したのだから、長井市が後処理については責任を持って対処すべき」とか、「新たな借り手を長井市が責任を持って探すまで、それまでは従来の賃貸料を払ってほしい」というようなことになるのではないかと考えます。

そういった場合、間に立っている長井市はどうするのか、どうしようと想定しておられるのか、果たしてどこまで長井市は責任を負う必要があると考えておられるのか、明確にお聞かせいただきたいと思ひます。

私は、この特区については、将来の可能性を感じていますし、健全に育ててほしいと考えます。しかし、農業経営は、すぐに利益を生み出すというものでもないことは、私から申し上げるまでもありません。それだけに、最悪の事態を想定しておくことは不可欠と感じます。今後、慎重な対応と見通しの上に立った実践を期待をしながら、壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。（拍手）
鈴木良雄議長 目黒栄樹市長。

目黒栄樹市長 ご質問にお答えをいたします。

高齢者の皆さんの雇用の安定等に関する法律第47条第1項に、シルバー人材センターの業務が出てまいります。これによれば、臨時的かつ短期的な就業、またはその他の軽易な業務にかかわる就業を、高年齢者のために就業の機会を確保し組織的に提供する、とありまして、斎場業務の場合は、火葬業務を交代で行うことができますので、臨時的、短期的な就労もできます。

また、職種では、施設内の清掃作業、あるいは各種技能の屋内作業としてのボイラー運転等は、シルバー人材センターでも適した業種となっていると思ひます。

現在、シルバー人材センターにお願いをしておりますが、その日の火葬数に応じて二、三人の班編成で対応していただいております。

シルバー人材センターは、750人という多くの会員がおりまして、人材は豊富であります。また、今回上山斎場の火葬作業員に指導をしていただいた経過もありまして、しっかり研修をしたと聞いております。そして、今まで

の対応について、改めるところは改め、お客さまからはよくなったという話も聞いているところであります。

現在のシルバー人材センターは、人材が豊富でありますので、代替要員の補充は可能であり、持続可能な体制だと思っております。

ただ、基本は長井市の委託者を決定する手続は、入札により選定するということになるわけでありまして、公平に入札に付してまいりたいと考えております。もしNPO等で若い方がおりました場合であっても、同等、一緒に入札で決定をしていきたいと思っております。

あくまでも入札という場合に、その資格要件としましては、火葬炉運転の経験のある者が2名以上配置すること。委託業務遂行に支障のない人員を配置できること。多量の燃料を扱うため、危険物取扱資格第4類を有する者1名以上を具備しているということになります。

シルバー人材センターは、この間も申しあげましたように、上市市等も斎場業務をやっているということでもありますから、これは適正に進んでいると。そして、今後については、あくまでも公平な入札にやっていけばよいのではないかというふうに思っているところであります。

以上であります。

鈴木良雄議長 小泉良一市民課長。

小泉良一市民課長 斎場業務の委託先がシルバー人材センターとすることは適正でないのかというふうなご指摘につきまして、お答えをさせていただきます。

臨時的、短期的な就業、またはその他軽易な業務にかかる就業というふうなこととされております。このことにつきまして、市長も申しましたが、受注が長期的な契約でもありませんし、一定の期間、あるいは一定時間ごとに

+

ローテーションを組むなどして就業することがよければよいというふうにされておりますので、そこについては問題ないというふうな考え方をっております。

また、シルバー人材センターが扱う仕事ということでは、地域の高齢者が働くことを通じまして社会に参加し、地域社会に貢献し、そこに喜び等いきがいを求めていこうとするものであります。斎場業務ということで、人生経験豊かなシルバー様が行うことは何ら不都合ないというふうな考えであります。市長も申しましたが、上山市では実際にシルバー人材センターで行っているところであります。

また、他の労働者の雇用の場を浸食したり、あるいは労働条件の低下を引き起こすことの恐れがないようにということではありますが、今回のシルバー人材センターに対する委託につきましては、入札でだれも受け手がなかったということで、シルバー人材センターを加えて再入札の結果決定したことということで経過がございます。入札という公平な手続を経ておりまして、特に雇用の場を侵しているということは思っているところではございません。

損害賠償などにつきましても、長井市とシルバー人材センターが契約をしております、シルバー人材センターがその賠償を負うというふうなことの申身でございます。総合賠償責任保険というようなことに入っておるとことで、問題ないというふうに聞いているところがございます。危険、有害な作業がないようにという内容でございますが、委託している申身が施設の管理、屋外、屋内の清掃作業、さらに各種技能ということのボイラーというふうな運転ということもございました。センターで取り扱う仕事の分類の中に合致するものでございまして、ここにも抵触はしないというふうに思っているところござ

います。

受注するところの仕事の対価でございますが、地域におけるシルバー人材センターの価格と同等というふうなことで、今回の見積り、入札の価格というふうに入材センターからお聞きをしました。

なお、県内の斎場の委託金額と比べては、上山市、長井市とも低いところにいるというのは現実なことでございますが、この辺の地域のシルバー価格ということでは遜色はないというふうに思っております。この間、シルバー人材センターをお願いをしましてから、いろいろ言われましたご奉仕を受け取ることのないようにということでもなくなってあります。しかし、ゼロということではなくて、祭壇に置かれていくこともございますし、そういったことでございますが、少なくなってあります。炉の点火につきましても、お客さまご遺族様をお願いをするということもなく、改めているところがございます。研究熱心に、よいお骨になるように研究をなされまして、そういったところでの努力もされてあります。

改めるところは改めまして、お客様によくなったということのお話もいただいているところでございます。なおよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

以上でございます。

鈴木良雄議長 竹田辰雄教育長。

竹田辰雄教育長 ご質問にお答え申し上げたいと思います。

中学校の部活動にかかわって、保護者の負担がどうなっているかということでございますが、先ほどお話しございましたように、スクールバスの効率化を図るために、今年度から長井南中学校のスクールバスの運行業務を民間に委託したところがございます。申し上げるまでもなく、スクールバスは基本的には児童生徒の遠距離通学に使用するものでござい

ますけれども、部活動等にも使用しておりますので、その部分について今回あわせて若干の見直しを図ったところでございます。

昨年度までの実績を踏まえながら申し上げてみますと、南北中の中体連の大会、正式な大会でありますけれども、それから、各種冠大会、そういうものに使用した回数ですね、南北中それぞれ70回程度、70台ということでございます。この部分については、今年度も公費負担という原則を貫いているところでございます。

それから、練習試合の方でありますけれども、昨年度南北中とも年間60回程度使っているところでございます。今回の見直しでは、そのうち10回分については公費負担として、残りの部分について、50回程度ということになるわけですが、その部分については運転手の賃金のみ保護者にご負担していただけるようにご協力をお願いしたところでございます。したがいまして、1回大体6,000円、1台でありますけれどもね。そういうふうにして計算しますと、50回分で約30万円と。これを運動部に所属している児童数、大体380名ぐらい南北中ともいるわけではありますが、単純にそれが負担するといえますと、一人当たり年間約800円、昨年度より負担増になるということになるかと思えます。

ただ、先ほどお話しありましたように、部によって多い部には50人、少ない部で七、八人というところもございまして、部員数のアンバランスがありますので、南北中とも1回につき300円、それから北中の場合には、置賜地区外に出る場合には500円ということにしてご負担をいただいて、部員数のアンバランスによって負担に不均衡が生じないように配慮してくださっているところでございます。

今年度に入りまして、練習試合で十数回使っておりますけれども、そのうち直接保護者負

担になった回数ですが、6月2日現在で南北中とも5回になっているようでございます。一番多く使った部で2回ということでありまして、600円負担しているということになるかと思えます。

次に、部活動と学校の関与、あるいはスクールバスの運行にかかわる学校の関与ということになりますけれども、ご案内のように、学校の教育活動を大きく分けると、教育課程内の教育活動と教育課程外の教育活動に二分されるわけではありますが、部活動は教育課程内の活動というふうに位置づけられるのではないかというふうに思えます。ほとんど勤務時間外の放課後であるとか、あるいは土・日等の休業日に指導者の方も先生方にも、ボランティア的に頑張らせていただいて、大変頭の下がる思いをしているわけではありますが、そういう形で行われているにしても、学校長の承認のもとに意図的、計画的に行われる活動でありますので、休業日の部活動における指導者に対する手当ですね。特殊勤務手当ということで、若干ですけれども、日額にして1,200円程度特殊勤務手当ということで、県費で支給されている状況もでございます。

しかし、練習試合については、いろいろな考え方があるかと思えますが、例えば1カ月ぐらいのスパンで、こういった技術を重点的に、あるいはこういった動きを重点的に指導しようということ、学校での練習を積み上げて、その結果具体的な試合の中でどの程度生かせるようになっているのか。残されている課題は何なのか。そういうものを確める意味で、練習試合が非常に有効だというふうに私なりに考えておりまして、昨年度の状況なんかを見ますと、部によっては毎週のように練習試合に出かけているというところありまして、若干エスカレートする嫌いもありますので、先ほど申し上げました考え方なんかも参考に

+

していただきながら、節度ある利用の仕方をしていただきたいと、そんなふうにも思っているところがございます。

それから3点目、安全を図るための措置についてでございますが、正規の大会や冠大会の場合はもちろんでありますけれども、練習試合でスクールバスを使用する際の運転も、委託先の運転手や雇用契約している運転手、これは北中の場合になるわけではありますが、それから登録している運転手、これも北中の場合ということになりますけれども、それに限定して保護者の運転では許可しないということにしております。

それで、保護者会で依頼するときは、だれがどういうふうに手続するのかというご質問ございましたけれども、運行業務要領の中に保護者会等から依頼によるバスの利用ということで、そういう文言でうたっておりますけれども、スクールバスには保護者会で運転手の賃金を負担するにしても、先ほど申し上げましたように、学校の責任で行うものでありますから、学校長名できちっと手続をするということになるかと思えます。

それから、事故が起きたときの対応であります。市のバスを使用している、市の方で使用許可を出しているという形になりますので、私有物件災害共済の方も適用されるようになるかと思えます。そのほか、日本スポーツ振興会、昔の学校安全会でありますけれども、そういうものであるとか、PTA安全会であるとか、そういうものなんかもケース・バイ・ケースで適用になる場合も出てくるかと思えます。

それからね、保護者が負担した運転手の賃金はだれに入るかということでございますが、南中の場合には受託業者の方を通して入っていくと。それから北中の場合には、個々に契約している個人の方に入っていくということ

になろうかと思えます。

また、スクールバス以外の利用という、そういう実態もございます。結局保護者の車を出し合って輸送するというケースもありますが、余り望ましくないわけですが、現在はそれを禁止するまでには至っておりません。部活動とスポ少活動、あるいは部活動とスポーツクラブ活動という二またかけている部がございますので、保護者が運転する場合も出てくるわけではありますが、責任逃れみたいな形になるかと思えますけれども、そういった場合には学校長名でなくて、保護者会の会長名で所属している部員の保護者の方に通知を出すというふうにしているようでございます。

スポーツ安全保険に必ずその場合加入することが条件にしております。そして、そのスポーツ安全保険の適用を受けるために、その活動に限っては学校長が社会教育活動、社会体育活動というふうな認定を押して、そちらの方の保険の適用を受けるというようなのも、若干取り入れているようでございます。

以上でございます。

鈴木良雄議長 中井 晃企画調整課長。

中井 晃企画調整課長 構造改革特区につきましてお答えいたします。

農協青年部の要望につきましてでございますけれども、これは農業者の立場としての意見であるというふうに受けとめております。また、特区の申請に当たりまして、今回長井市が申請いたしました特区につきましては、農林水産省が規制緩和措置として認めている事業でございましたので、既存のその制度の中で申請をさせていただいたわけでございますけれども、こうした意見が出てきたということにつきましては、市の考え方が十分に理解していただけなかったのかなという点がございますので、これからは機会がありましたら市の考え方を十分に理解していただけるよう

な説明はさせていただきたいというふうに考えております。

また、要望書の中にありましたレインボーの認証基準等がまだ不明確ではないかという点がありましたけれども、レインボーの認証基準につきましては明確な方針を出させていただいておりますので、そちらの方は十分に理解をいただきたいというふうに思っております。

また、レインボーの理念につきましては、十分に理解をいただけなかった農業者もいらっしゃるということでしたので、これからも機会がありましたら、レインボープランの考え方を理解していただけるような話し合いの場を設けるということを考えていきたいというふうに思っております。

また、今後の対応につきましてでございますけれども、要望を受けました際に、市長の方から要望に対しましての回答が既に出ておりますけれども、これに沿いまして、実施にあたりましては農業者の意向も踏まえました上で進めていきたいというふうなことで考えおります。

また、農業の企業参入に対します長井市としての考え方についてでございますが、5月10日の説明会でも既に説明をさせていただいておりますけれども、特区の計画で出させていただきます内容といたしましては、環境保全型農業に取り組んでいただく。また、レインボーの認証基準に準じた農産物を生産していただく。また、地域の有機資源の活用をしていただく。さらには、地域への出荷の取り組みをしていただくといった条件を付しておりますし、なおかつ長井市に事業所があるということも条件にしております。こうした条件を設けておりますので、こうした条件をクリアした上で農業に参入したいという企業であれば、農業者との協議をした上で参入を認

めていきたいというのが、市の考え方でございます。

また、今後の話し合いにつきましても、農業関係団体者からの要請がございましたら、こちらといたしましては、市の考え方を十分に理解していただくような話し合いはしていきたいというふうに考えております。

また、契約にあたりましての長井市のかかわり方でございますけれども、長井市が一たん地権者よりお借りをいたしますけれども、その際には、長井市からさらに法人への貸し出しを行いますということも明記した上で契約を取り交わしていただく予定をしております。そうしたことで、地権者にとりましてはどういった土地の使われ方をするのかというのを十分に理解した上で契約をさせていただきたいと思っておりますし、当然、さらに借りることになります団体が、どのような農業経営を行おうとしているのかというの、地権者に十分理解していただいた上で事業を進めたいというふうに考えております。

また、契約が終了するということが当然ございますし、あるいは社会情勢の変化によりまして撤退をせざるを得ないという場合もあり得るわけでありまして、そうした場合の措置につきましても、契約書の内容には盛り込ませていただいております。基本的には農業利用をしていただく取り組みでありますので、契約が終了した時点でも、その後の農業利用が可能であるというのが農地の原状であろうというふうに考えております。ただ、設置する施設につきましては、担保としないような条件も契約書の中には盛り込ませていただいておりますので、地権者にとりまして、できるだけ後々の負担が出ないような形で利用していただけるような形で事業を進めたいというふうに考えております。

また、新たな借り入れ探しの市の責任という

ことでございますが、これから参入を始めようという時点で、今から最悪の場合の対応の仕方というのはまだ明確にはしておりませんが、少なくとも先ほど言いましたように、会社の考え方を聞いていただいた上で、いろいろなリスクもあるというのを判断していただいた上で、地権者からは土地を提供していただくというふうに考えておりますので、もし地権者にとりまして不利な場合がありますら、市の方でも相談には乗らせていただきますけれども、基本的にはどういう条件で地権者が合意をしていただけるかというのが基本になるというふうに考えております。

鈴木良雄議長 蜂谷 潔農業委員会事務局長。
蜂谷 潔農業委員会事務局長 お答えしたいというふうに思います。

まず最初に、JAおきたま山形地区青年部からの要望書というようなことにつきましては、農業委員会への要望というふうなことで受けとめておりませんでしたので、対応等については考えていなかったというようなことでございます。

それから、2番目の農地法の違った手法としての判断基準を合わせ持たなければ対応できなくなるのではないかというふうなことでございますけれども、これについては、農地法の許可基準があるわけでありましてけれども、第3条の第2項に定められておりますけれども、それに照らし合わせて粛々とやっていくというようなことになるかと思えます。

ただ、10項目ほどの許可基準の中にはできないものが定められているわけでありましてけれども、その中に特区が認定になったことによって、三つほどそれから適用が除外されているというふうなことでございます。それらについては、当然今までは農業生産法人以外の補助はできなかったかというようなことが、できるようになるというふうなことが一つ。

それから、権利を取得しようとする者、または世帯員が農作業に常時従事すると認められない場合にはできなかったというようなことがあるわけでありましてけれども、これについては新たに法人の業務を執行する役員のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作、または用畜の事業に常時従事すると認められるものというふうに変ったというようなことでございます。

それからあと、今までは小作地の転貸はできなかったわけでございますけれども、それができるようになるというふうなことでございます。そのかわりに協定書が新たにつけ加えられたというふうなことでありますので、その辺のところを検討しながらやっていきたいというふうに思っております。

また、今後の準備や対応についてというようなことでありますけれども、これについては、やはり初めてのケースというようなことも6月には申請がされるというようなことを予想しておるわけでありまして、初めてのケースというようなこともありまして、総会日前に事前に協定書の内容等について、担当課の方から農業委員の方々に説明をしていただいて、十分理解をしながら総会に望みたいというようなことを考えているところでございます。

以上でございます。

鈴木良雄議長 11番、高橋孝夫議員。

11番 高橋孝夫議員 再質問できませんが、一言だけ申し上げますけれども、この斎場の運営については、ほぼ法律であるとか、この通達をどういうふうに思えばそういう判断になるのか、私はとても理解できない。かわりがいるからいいとか、ローテーションだからとかという問題ではないんですよ。私は、これは納得できませんし、しかるべく措置をも含めて検討させていただきたいということをお願いして、残余の部分については新たな部

分で、違う分野でお聞きをさせていただきたいと思います。

終わります。

鈴木良雄議長 ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

蒲生吉夫議員の質問

鈴木良雄議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

午前に引き続き、市政一般に関する質問を続行いたします。

なお、午後から蒸し暑くなりましたので、上着の着脱はご自由をお願いしたいと思います。

順位3番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)(拍手)

17番 蒲生吉夫議員 一番最初に年金未納問題と年金の今後についてご質問を申し上げます。

3月の定例市議会においても、年金制度改革に関する請願が提出されましたが、請願3項目のうち「基礎年金財政の国庫負担割合を、来年度から現行の3分の1を2分の1に引き上げること。」という項目に対して、常任委員会審議の報告の中では「国庫負担を来年度から2分の1というのは、国の財政運営の中で時間をかけてするということであるし、年金積立金の取り崩しは短期的な政策であり、全体の枠組みで考えると早計であり、本請願に反対する。」との報告があり、15番藤原議員の本請願に対して賛成の討論の中で94年の

国会の中では、この基礎年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1に引き上げることが全会一致の決議をしてきたにもかかわらず、99年の年金見直しの審議で、政府与党がこの決議を先送りし、さらにことしの改定でも先送りをねらっているのです。」との意見を述べたにもかかわらず、反対意見のないまま不採択になったのは、記憶に新しいところであります。

結果は、この意見のとおり先送りになり、2009年度までに2分の1に引き上げるとしたのであります。

国民年金保険料の未納問題は、社会保険庁の広告に起用された江角マキコさんの保険料未納が発覚したのを受け、野党が全閣僚に保険料納付状況を明らかにするよう要求したことにより、4月23日に自主的判断で納付状況を説明したのは、中川、麻生、石破の3閣僚が未納時期があったことを認めたわけですが、そのときに官房長官だった福田康夫さんは「起きちゃったんだからしょうがないでしょう。じゃあ罰則でも科しますか、今から」との発言録が公開されましたが、当人も未納であったことが発覚するなど、お粗末そのものと言わなければなりません。

4月29日の山形新聞に書かれている「閣僚らの国民年金の未納期間と釈明」の中から独断で抽出したいと思います。麻生太郎総務相は、自覚の欠如、手続を怠ったミス。竹中平蔵金融・経済担当相と石破茂防衛庁長官は、共済組合加入で不要と勘違いした。中川昭一経済産業相は、私の無知に尽きる。福田康夫官房長官は、ミスというか思い違い、極めて遺憾。との釈明の言葉ですが、しかし、国民の代表である国会議員などが、それも閣僚が未納、未加入時期があった等の言いわけは見苦しいと言わなければなりません。

小泉首相が言うように、制度が複雑なところ